

定期報告制度について

平成27年12月
国土交通省住宅局建築指導課

現行の建築基準法における定期報告制度

別紙1

制度概要

- 建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁※へ報告することを義務付けている。

※ 建築主事を置いている地方公共団体の長のこと。

改正前

建築物の所有者等

- ①報告対象となるもの
特定行政庁が指定する一定の建築物、
昇降機、昇降機以外の建築設備

結果を報告 ↓ ↑ 必要に応じて違反是正指導等

特定行政庁

委託

調査／検査

②専門技術を有する資格者

- ・ 一級建築士
- ・ 二級建築士
- ・ 建築基準適合判定資格者
- ・ 登録講習機関の実施する講習の修了者
(特殊建築物等調査資格者・昇降機検査資格者・建築設備検査資格者)

改正後

建築物の所有者等

- ①報告対象となるもの
A 国が政令で指定する一定の建築物、
昇降機、昇降機以外の建築設備
及び
B 特定行政庁が指定する一定の建築物、
昇降機、昇降機以外の建築設備

結果を報告 ↓ ↑ 必要に応じて違反是正指導等

特定行政庁

委託

調査／検査

②専門技術を有する資格者

- ・ 一級建築士
- ・ 二級建築士
- ・ 登録講習機関の実施する講習の修了者で
国土交通大臣から資格者証の交付を受け
た者
(特定建築物調査員・昇降機等検査員・建築設備検査員・防火設備検査員)

その他改正事項

- ・ 防火設備検査員の新設
(機構が高度化・複雑化している防火設備について、専門性の高い資格者が検査)
- ・ 資格者証の返納規定を新設
(返納命令に違反した者は、30万円以下の過料)

定期報告の対象となる建築物・建築設備等の見直し

別紙1

国土交通省

ポイント

○ 定期報告の対象となる建築物・建築設備等として、安全上・防火上・衛生上特に重要なものを政令で指定。

A. 建築物※1	対象用途	対象用途の位置・規模(いずれかに該当するもの)
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの※2 ④地階にあるもの
	病院、有床診療所、児童福祉施設等※3、旅館、ホテル、共同住宅※3又は寄宿舎※3	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
	体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000㎡以上であるもの
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの
※1 該当する用途部分の床面積が100㎡以下のもの 又は 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2 劇場、映画館又は演芸場に限る。 ※3 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(サービス付き高齢者向け住宅、高齢者認知症グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人デイサービスセンター(宿泊サービス有)、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム)に限る。		

B. 建築設備等※1	対象	例外
昇降機	○令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機 (エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)	・ホームエレベーター(住戸内を昇降するもの) ・テーブルタイプの小荷物専用昇降機 ・労働安全衛生法に基づく検査証を受けているエレベーター
防火設備	○上記Aの建築物の防火設備 ○防火設備の設置が義務づけられている建築物(上記Aの建築物を除く)のうち、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの※2の防火設備	・常時閉鎖式の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備

※1 昇降機・防火設備以外の建築設備等については、特に政令では定めない。

※2 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの

